

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 27 日 静岡地方法務局袋井支局 登記官 大場哲也

記

1 手続番号

第 0831－2024－4019 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

袋井市村松字菱鶴 1368 番